

<感染症発生情報の変更> ~4月7日より<週報>の内容が変更になります~

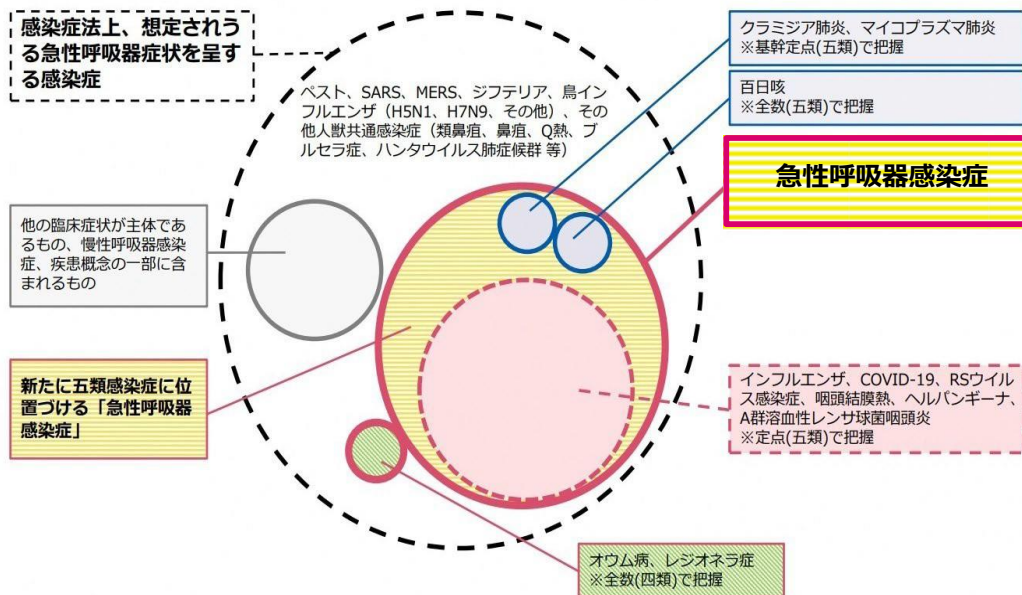
【定点把握感染症に急性呼吸器感染症(ARI)が追加されます】

感染症法施行規則が改正され、4月7日から**以下の症例定義に合致する**急性呼吸器感染症が定点把握疾患になります。

急性呼吸器感染症の**症例定義**：咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉の**いずれか1つの症状を呈し**、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

これまでは、未知の病原体や法令で規定していない疾患が流行しても、医療機関は保健所に届出する流れがありませんでしたが、今回の改正により、**診断方法が確立していなくても**、特定の症状の感染症**発生動向を迅速に把握**できます。

なお、呼吸器症状を呈する他の定点把握疾患については、上記の症例定義に合致した場合には、ARIとしても届出されます。



【定点医療機関数に変更されます】

急性呼吸器感染症の届出開始による報告負担の軽減、定点を継続することが困難な医療機関に対する指定の見直しという観点から、厚生労働省は、保健所管内人口あたりの定点数を変更し、全国約5,000か所のインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の定点数を約3,000医療機関に減らします。

【現行】

保健所管内人口	定点数	対象地域数
～3万	1	21
3万～7.5万	2	82
7.5万～	$3 + (\text{人口} - 7.5\text{万}) / 5\text{万} \times 1$	365
合計	2,918	468

保健所管内人口	定点数	対象地域数
～7.5万	1	103
7.5万～12.5万	2	70
12.5万～	$3 + (\text{人口} - 12.5\text{万}) / 10\text{万} \times 1$	295
合計	1,735	468

【変更後】

保健所管内人口	定点数	対象地域数
～11.5万	1	157
11.5万～18.5万	2	71
18.5万～	$3 + (\text{人口} - 18.5\text{万}) / 7.5\text{万} \times 2$	240
合計	1,687	468

保健所管内人口	定点数	対象地域数
～15万	1	195
15万～25万	2	94
25万～	$3 + (\text{人口} - 25\text{万}) / 10\text{万} \times 2$	179
合計	1,289	468

岩手県の定点数

現行 62定点



変更後 44定点

【注意報・警報公表の一時中断】

現在、厚生労働省と国立感染症研究所において、定点数の変更による警報・注意報の基準値への影響を確認しています。

厚生労働省から確認完了の連絡が入り次第、あらためて注意報・警報を公表します。